

対内外直接投資の概要

(お知らせ)

財政金融統計月報第632号でお知らせしたとおり、届出・報告ベースの「対外及び対内直接投資状況」は、今回掲載の平成16年度分の公表をもって廃止されます。長い間のご利用ありがとうございました。

なお、平成17年1月中の国際収支統計「対外・対内直接投資」から、国別や業種別のデータの充実などを図りましたので、今後は国際収支統計をご利用ください。

1. 対内外直接投資統計

(1) 対内外直接投資統計と国際収支統計

対内外直接投資の統計には、「対内及び対外直接投資状況」と「国際収支統計」があります。

前者は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」とい

う）の規定に基づいて提出された対内外直接投資の届出書及び報告書に記載されている金額を、直接投資の形態別、地域・国別、業種別に集計したもので、届出者等に対する資料還元を目的として作成・公表しているものです。

一方後者は、IMF（国際通貨基金）協定及び外為法の規定に従い、外為法に基づいて提出された支払等報告書等を利用し IMF の国際収支マニュアルに準拠した形で作成されるものです。

(2) 二つの統計の違い

平成16年度中の「対内及び対外直接投資状況」における対外直接投資額は 3 兆8,210億円、対内直接投資額は 4 兆265億円であり、これに対し「国際収支統計」の対外直接投資額は 3 兆8,454億円、対内直接投資額は 1 兆598億円です。

「対内及び対外直接投資状況」と「国際収支統計」中の直接投資は、下記参考表にあるように、集計の時点や作成方法の相違などの理由から計数が一致していません。

(参考) 統計の違い

	「対内及び対外直接投資状況」	「国際収支統計」
	成約時の投資総額を表示したものであり、投資の回収は含まれていない。	資金の受払額を集計したものであり、投資の回収も含まれている。
	成約時点で計上される。	資金の受払いの時点で計上される。
	「支店」については、設置、拡張の資金のみ計上される。	支店の設置、拡張以外にも、追加運転資金、閉鎖などの清算代金等についても計上される。
	不動産の取得については、計上されない。	不動産の取得については、計上される。
	「貸付」については、海外の直接投資企業に対する長期（期間1年超）の貸付のみ計上。 (注) 回収は のとおり。	「貸付」については、海外の直接投資企業に対する貸付は短期貸付も含まれる。また日本の直接投資家が海外の直接投資企業から借入を行った場合、資産のマイナスとして負の直接投資に計上される。
	再投資収益については、計上されない。	再投資収益（直接投資企業の内部留保の増減を再投資収益として認識）については、計上される。
	直接投資の定義（出資比率に関するもの） 対外直接投資...出資比率が10%以上となる投資。 対内直接投資...出資比率が10%以上となる投資。（ただし、非上場会社に対する投資はすべて）	直接投資の定義（出資比率に関するもの） 対外直接投資...出資比率が10%以上となる投資。 対内直接投資...出資比率が10%以上となる投資。
	統計に利用する報告等の対象 対外直接投資...原則1億円を超える投資。 対内直接投資...原則すべての投資。	統計に利用する報告等の対象 対外直接投資...原則3,000万円を超える投資。 対内直接投資...原則3,000万円を超える投資。

2. 対内外直接投資の外為法上の取扱い

(1) 対外直接投資

外為法上の対外直接投資とは、居住者が海外における外国法人の事業活動に参加するなど、当該法人との間に永続的な経済関係を結ぶために外国法人の発行する株式等を取得すること、外国法人に長期的な金銭を貸し付けること、又は外国に支店や工場等を設置することであり、資産運用を目的として行われるポートフォリオ・インベストメントとは区別されています。

対外直接投資については、平成10年4月施行の改正外為法により原則事前届出制から、原則事後報告・一部審査付事前届出制となりました。

事後報告については、対外直接投資を行ってから20日以内に日本銀行を経由して財務大臣に報告書を提出すれば足りることとなっています。

事前届出については、直接投資を行おうとする日前2か月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要がある、届出から20日間の不作為期間が設けられています。届け出られた対外直接投資が実行された場合に国際的な平和及び安全を損なう等の事態を引き起こし、外為法の目的の達成に支障が生じると認められる場合には、財務大臣は届出内容の変更又は中止を勧告又は命令することができることとなっています。しかし、実際の取扱いにおいては、対外直接投資の内容その他からみて特に支障がないと認められる場合は、不作為期間の短縮を行うこととしています。

審査付事前届出が必要なものとしては次のものが挙げられます。

わが国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすことになるもの 皮革又は皮革製品製造業

国際的な平和及び安全を損ない、公の秩序の維持を妨げられるもの 漁業、武器製造業、武器製造関連設備製造業、麻薬等製造業

(2) 対内直接投資

外為法上の対内直接投資とは、外国投資家が日本法人との永続的な経済関係を結ぶために株式等を取得することや、日本法人に長期的な金銭を貸し付けることなどです。

対内直接投資は、昭和55年12月施行の改正外為法により、旧外資法による認可制から事前届出制に改められ、更に、平成4年1月施行の改正外為法により、事前届出制から原則事後報告・一部審査付事前届出制となりました。

事後報告については、対内直接投資を行った日から15日以内に日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に報告書を提出すれば足りることとなっています。

事前届出については、直接投資を行おうとする日前3か月以内に日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出する必要がある、届出から30日間の不作為期間が設けられています。届け出られた対内直接投資が、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げる等の事態を引き起こすと認められるときは、財務大臣及び事業所管大臣は、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資の内容の変更又は中止を勧告又は命令することができることとされています。しかし、実際の取扱いにおいては、対内直接投資の事業目的その他からみて審査が必要となる投資に該当しないと認められる場合は、不作為期間が2週間以内に短縮されています。

審査付事前届出が必要なものとしては次のものが挙げられます。

OECD 資本移動自由化コードにおいて、一般的に規制が認められている「国の安全を損なう等のおそれのある業種」に係る対内直接投資 航空機、武器原子力産業等

上記コード上、わが国が自由化を留保している業種に係る対内直接投資 農林水産業、石油業等

相互主義の観点から審査が必要と認められる国の投資家により行われる対内直接投資

- (注) 1. 上記及びに関して、事前届出が必要な業種は、「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」(平成14年9月20日共同告示第1号)に規定されている。
2. 上記に関して、当該審査が必要な国(地域を含む。)は、「対内直接投資等に関する命令」(昭和55年11月20日共同省令第1号)別表第一に掲載された国以外の国とされている。

3. 対内外直接投資の状況

平成16年度の対外直接投資は、業種別で見ると金融・保険業、輸送機械、化学業への投資が大きく、国別ではオランダ向けが最大でした。

対内直接投資は、業種別で見ると金融・保険業への投資が大きく、国別で見ると、米国からの投資が最大でした。

これまでの対内外民間投資特集につきましては、<http://www.mof.go.jp/kankou/hyou10.htm> においてご利用いただけます。

対外及び対内直接投資状況（総括表）

(1) 対 外 直 接 投 資 実 績

対外直接投資実績の推移

(単位 件, 億円)

形態別 年 度	株式・持分の取得		貸 付		支店設置・拡張		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 7 年度	1,498	33,749	1,332	14,881	33	938	2,863	49,568
8	1,228	40,517	1,254	12,430	19	1,149	2,501	54,095
9	1,032	50,348	1,452	15,183	11	705	2,495	66,236
10	523	33,004	1,108	19,319	6	457	1,637	52,780
11	617	63,600	1,121	11,463	6	229	1,744	75,292
12	646	46,347	1,068	7,569	3	277	1,717	54,193
13	633	30,712	1,147	9,346	6	355	1,786	40,413
14	710	35,919	1,447	8,634	7	377	2,164	44,930
15	705	31,189	1,700	9,326	6	280	2,411	40,795
16	780	26,797	1,952	10,566	1	847	2,733	38,210

(注) 1. 計数は報告・届出ベース。

2. 件数は、「株式・持分の取得」は現法の新設または新規資本参加があった場合のみ計上、「貸付」は新規案件のみ計上（社債の取得を含む）、「支店設置・拡張」は新設案件のみ計上。

(2) 対 内 直 接 投 資 実 績

対内直接投資実績の推移

(単位 件, 億円)

形態別 年 度	株式・持分の取得		貸 付		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 7 年度	1,135	2,055	137	1,642	1,272	3,697
8	1,206	5,476	98	2,231	1,304	7,707
9	1,244	6,011	57	771	1,301	6,782
10	1,351	8,147	191	5,257	1,542	13,404
11	1,612	21,366	93	2,626	1,705	23,993
12	1,782	27,359	60	3,892	1,842	31,251
13	1,438	18,977	59	2,802	1,497	21,779
14	1,383	17,266	82	4,597	1,465	21,863
15	1,354	16,269	77	4,892	1,431	21,161
16	1,372	20,124	219	20,141	1,591	40,265

(注) 1. 計数は報告・届出ベース。

2. 件数は、「株式・持分の取得」は外国投資家による本邦企業の株式または持分の取得があった場合のみ計上、「貸付」は新規案件のみ計上（社債の取得を含む）。

(3) 業種別対外直接投資実績

(単位 件, 億円, %)

業 種		平成14年度			平成15年度			平成16年度			
		件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	増減率
製 造 業	食糧	36	271	0.6	32	484	1.2	50	1,169	3.1	141.7
	繊維	33	244	0.5	18	201	0.5	26	185	0.5	8.1
	木材・パルプ	16	293	0.7	5	32	0.1	8	128	0.3	299.5
	化学	75	2,336	5.2	72	5,368	13.2	79	3,794	9.9	29.3
	鉄・非鉄	50	772	1.7	58	1,219	3.0	65	1,496	3.9	22.7
	機械	73	1,570	3.5	68	1,081	2.7	71	1,191	3.1	10.1
	電機	118	4,778	10.6	123	5,657	13.9	113	2,191	5.7	61.3
	輸送機	147	5,992	13.3	147	3,406	8.3	145	3,871	10.1	13.6
	その他の	93	1,651	3.7	80	915	2.2	92	755	2.0	17.5
	小 計	641	17,906	39.9	603	18,363	45.0	649	14,780	38.7	19.5
非 製 造 業	農・林業	3	9	0.0	9	178	0.4	5	41	0.1	77.1
	漁・水産業	5	68	0.2	5	5	0.0	3	26	0.1	456.4
	鉱業	7	447	1.0	9	2,164	5.3	17	2,208	5.8	2.0
	建設業	13	147	0.3	14	292	0.7	11	301	0.8	3.4
	商業	128	4,503	10.0	133	4,877	12.0	132	2,026	5.3	58.5
	金融・保険	1,097	15,604	34.7	1,329	8,634	21.2	1,579	12,483	32.7	44.6
	サービス業	117	2,238	5.0	115	2,192	5.4	158	2,536	6.6	15.7
	運輸業	121	1,832	4.1	163	2,121	5.2	163	2,565	6.7	20.9
	不動産業	23	1,766	3.9	25	1,689	4.1	15	397	1.0	76.5
	その他の	2	33	0.1	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,516	26,647	59.3	1,802	22,153	54.3	2,083	22,583	59.1	1.9
支 店		7	377	0.8	6	280	0.7	1	847	2.2	202.7
合 計		2,164	44,930	100.0	2,411	40,795	100.0	2,733	38,210	100.0	6.3

(4) 業種別対内直接投資実績

(単位 件, 億円, %)

業 種		平成14年度			平成15年度			平成16年度			
		件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	増減率
製 造 業	食品	15	82	0.4	14	507	2.4	16	34	0.1	93.3
	繊維	9	41	0.2	14	11	0.1	9	89	0.2	702.7
	ゴム・皮革製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学	53	4,165	19.0	24	1,096	5.2	40	214	0.5	80.5
	金属	45	166	0.8	25	29	0.1	8	8	0.0	73.0
	機械	79	2,706	12.4	77	2,813	13.3	108	432	1.1	84.6
	石油	15	619	2.8	27	128	0.6	31	178	0.4	38.7
	ガラス・土石製品	1	4	0.0	1	8	0.0	—	—	—	—
	その他の	38	445	2.0	23	280	1.3	14	67	0.2	76.0
	小 計	255	8,227	37.6	205	4,872	23.0	226	1,023	2.5	79.0
非 製 造 業	通信業	22	1,721	7.9	18	604	2.9	22	4,663	11.6	671.8
	建設業	7	23	0.1	7	11	0.1	12	34	0.1	203.9
	商事・貿易業	271	2,582	11.8	205	3,691	17.4	229	1,073	2.7	70.9
	金融・保険業	400	6,468	29.6	473	10,179	48.1	626	29,767	73.9	192.4
	サービス業	346	2,469	11.3	362	1,079	5.1	320	1,358	3.4	25.8
	運輸業	11	27	0.1	4	17	0.1	12	2,092	5.2	12,287.9
	不動産業	145	291	1.3	151	689	3.3	130	229	0.6	66.8
	その他の	8	55	0.3	6	20	0.1	14	26	0.1	28.0
	小 計	1,210	13,636	62.4	1,226	16,289	77.0	1,365	39,242	97.5	140.9
合 計		1,465	21,863	100.0	1,431	21,161	100.0	1,591	40,265	100.0	90.3

年 度							平成15年度			平成16年度			
							件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	増減率
国又は地域	メ アカ北	リ カナ米	合 衆 国 タ計	198	11,955	29.3	191	5,027	13.2	58.0			
				8	117	0.3	6	171	0.4	46.6			
				206	12,072	29.6	197	5,198	13.6	56.9			
ケバメプパ英ハ蘭アチベバそ中	イ マナ キラ 領三領ル ネル 南	ン シジ ハジ ンデ ーゼ ズバの 米	諸島マコルマ島島ルンリラス他計	25	2,399	5.9	50	4,243	11.1	76.8			
				136	1,375	3.4	135	1,378	3.6	0.2			
				2	158	0.4	7	363	0.9	129.9			
				10	1,753	4.3	6	213	0.6	87.8			
				1	47	0.1	5	167	0.4	250.9			
				3	12	0.0	9	129	0.3	965.5			
				1	86	0.2	3	121	0.3	41.0			
				—	—	—	1	103	0.3	—			
				—	103	0.3	4	94	0.2	8.2			
				—	4	0.0	3	34	0.1	779.5			
				—	—	—	—	3	0.0	—			
				1	11	0.0	—	—	—	—			
				—	—	—	—	—	—	—			
179	5,948	14.6	223	6,849	17.9	15.2							
中タ大シ香台フイマベイモゾア	華 ン インレ ト ンジ	人 韓ガ リネ ー の	民 ボ ビシ ナ ゴ アの	和 国イ 国ル 港灣ン アアムドル他計	332	3,553	8.7	361	4,909	12.8	38.2		
					65	711	1.7	52	1,273	3.3	79.0		
					39	321	0.8	60	908	2.4	183.1		
					23	364	0.9	31	768	2.0	111.1		
					36	447	1.1	42	687	1.8	53.7		
					18	172	0.4	30	515	1.3	199.1		
					21	222	0.5	12	341	0.9	53.5		
					47	732	1.8	40	334	0.9	54.3		
					6	523	1.3	10	135	0.4	74.2		
					11	79	0.2	17	117	0.3	48.6		
					7	99	0.2	7	104	0.3	5.2		
					2	11	0.0	—	—	—	—		
					607	7,233	17.7	662	10,091	26.4	39.5		
アヨサそ中	ラ ウ ブルジ 近	首 長の アの 東	国 ダラ 連ビ 邦ン ア他計	1	2	0.0	2	3	0.0	44.7			
				—	—	—	1	2	0.0	—			
				1	18	0.0	—	—	—	—			
				2	20	0.0	3	5	0.0	75.3			
オ英アドベルチフハボスイロスノステトルそ欧	ラ イ ク ン ウル ロン ー	ル イン セル エ ガラ イ シェ ウベ マル マの 州	ン ギブ ン リン ライ デー ニー ニ	ダ 国ドツ ークコス ードスア アンン ーアク コア他計	1,162	7,764	19.0	1,305	8,661	22.7	11.6		
					25	2,018	4.9	22	1,924	5.0	4.7		
					1	62	0.2	9	977	2.6	1,476.1		
					30	784	1.9	37	711	1.9	9.4		
					6	500	1.2	14	454	1.2	9.3		
					83	215	0.5	152	381	1.0	77.1		
					9	185	0.5	11	185	0.5	0.2		
					16	1,765	4.3	15	173	0.5	90.2		
					6	129	0.3	8	96	0.3	25.6		
					5	208	0.5	5	81	0.2	60.9		
					4	83	0.2	4	62	0.2	25.2		
					3	152	0.4	7	58	0.2	61.9		
					3	8	0.0	6	54	0.1	564.3		
					5	144	0.4	1	44	0.1	69.4		
					3	114	0.3	1	30	0.1	73.4		
					1	17	0.0	1	16	0.0	4.0		
					—	—	—	3	15	0.0	—		
					—	—	—	1	3	0.0	—		
					1	9	0.0	—	3	0.0	65.2		
1	6	0.0	2	3	0.0	52.2							
6	105	0.3	1	2	0.0	98.3							
1,370	14,268	35.0	1,605	13,934	36.5	2.3							
リモマモア	ー ダ フ	ベ リガ のり	リス ヤカ 力	ア スル 他計	3	27	0.1	7	65	0.2	138.6		
					—	—	—	2	35	0.1	—		
					1	1	0.0	—	8	0.0	648.6		
					3	90	0.2	4	15	0.0	83.0		
					7	119	0.3	13	124	0.3	4.5		
オニフ北そ大	ー ユ マ	ス ー イ リ 洋	ト ー ジ ア の 州	リン 諸 島 他計	34	1,048	2.6	26	1,983	5.2	89.2		
					2	8	0.0	3	22	0.1	171.6		
					—	—	—	1	4	0.0	—		
					—	60	0.1	—	—	—	—		
					4	21	0.1	—	—	—	—		
40	1,137	2.8	30	2,009	5.3	76.7							
合 計		2,411	40,795	100.0	2,733	38,210	100.0	6.3					

(6) 主要国別・地域別対内直接投資実績

(単位：件、億円、%)

年 度 国又は地域	平成15年度			平成16年度			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	増減率
アメリカ合衆国 カナダ メキシコ 北米 中南米 その他	372 12 384	3,492 908 4,400	16.5 4.3 20.8	522 2 524	26,198 0 26,198	65.1 0.0 65.1	650.1 100.0 495.4
ケバ ババ イミ ユ マ ン ダ 諸 島 マ カ ス ト ー 他 計	322 24 2 23 5 — — 1 3 — 380	2,923 1,618 5 35 16 — — 10 0 — 4,606	13.8 7.6 0.0 0.2 0.1 — — 0.0 0.0 — 21.8	198 5 6 23 1 1 — — — 235	1,254 45 29 13 8 0 — — — 1,348	3.1 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 — — — 3.3	57.1 97.2 544.0 63.3 51.6 — — — — 70.7
シンガポール 韓国 華人 レ キ ン イ ル リ ジ その他	44 41 30 20 22 3 — 1 — — 2 1 1 1 — 166	1,486 38 65 3 21 0 — 0 — — 0 0 0 0 — 1,614	7.0 0.2 0.3 0.0 0.1 0.0 — 0.0 — — 0.0 0.0 0.0 0.0 — 7.6	82 41 41 24 20 1 4 3 1 1 2 — — — 220	567 247 32 9 7 1 1 0 0 0 0 — — — 864	1.4 0.6 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 — — — 2.1	61.8 545.0 50.3 207.6 66.1 233.3 — 216.7 — — — 66.7 — — 46.4
インドネシア タイ フィリピン マレーシア シンガポール その他	1 — — 1	0 — — 0	0.0 — — 0.0	9 3 — 12	3 2 — 5	0.0 0.0 — 0.0	3,400.0 — — 5,177.8
オーストラリア ニュージーランド その他	61 28 35 19 15 10 46 3 17 5 10 1 2 — 3 3 4 3 1 1 6 273	3,164 260 218 469 252 1,018 1,326 82 103 0 8 6 17 — 0 1 5 0 0 0 0 6,929	15.0 1.2 1.0 2.2 1.2 4.8 6.3 0.4 0.5 0.0 0.0 0.0 0.1 — 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 32.7	52 22 45 46 19 7 37 7 19 5 14 3 2 1 2 5 1 — — — 287	5,128 757 454 235 145 119 114 111 102 51 21 8 3 2 0 0 0 — — — 7,249	12.7 1.9 1.1 0.6 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 — — — 18.0	62.1 191.4 108.6 49.9 42.5 88.3 91.4 36.4 1.0 12,938.5 170.9 25.0 82.4 — 20.9 71.3 100.0 — — — 4.6
リモ モ ソ ア その他	1 1 — 2	1 0 — 1	0.0 0.0 — 0.0	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
オーストラリア ニュージーランド その他	5 2 — 7	15 1 — 16	0.1 0.0 — 0.1	6 1 1 8	4 0 0 4	0.0 0.0 0.0 0.0	72.5 87.5 — 72.4
日本	218	3,596	17.0	305	4,597	11.4	27.8
合 計	1,431	21,161	100.0	1,591	40,265	100.0	90.3

(注) 「日本」の計数は、外資系企業によるものである。